

校外学習等実施の留意点について

(9月1日時点)

日光市立小来川小中学校

令和2年度の今後実施が予定される校外学習等について下記のとおりまとめました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、変更・中止等が検討される場合、速やかに連絡します。よろしくお願いいたします。

1 実施予定の校外学習等

- (1) 小学校 56年 修学旅行(10月6日～7日)
- (2) 小学校 1234年 校外学習(10月6日)
- (3) 小学校 12年 生活科見学(10月28日)
- (4) 小学校 56年 社会科見学(10月28日)
- (5) 小学校 34年 宿泊学習(10月29日～30日)
- (6) 中学校 12年 遠足(11月13日)
- (7) 小学校 123456年 スケート教室(12月16日・1月22日)
- (8) 中学校 12年 スキー教室(2月10日)
- (9) 小学校 56年 社会科見学(2月18日)

2 実施の判断基準

- (1) 原則として、感染の拡大防止策を適切に講じた上で実施する。
- (2) 下記の状況が生じた場合は中止とする。
 - ① 警戒レベルが移動自粛を求められた場合
 - ② 日光市等から、該当する校外学習等の「中止」「延期」が要請された場合
 - ③ 実施期日近くで、児童生徒・教職員等の学校関係者やその家族、地域等で感染者が出た場合
 - ④ 保護者等から不安の声が多く寄せられた場合
 - ⑤ その他

3 具体的な対策にあたっての考え方

- (1) 主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策をする。
- (2) 飛沫感染は換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離を身体的距離を確保する。
- (3) 接触感染は、他者と共有する物品や手を触れる場所の頻度を特定し、対策を講じる。

4 実施準備段階の留意点

- (1) 計画に感染の拡大防止策を位置づける。
- (2) 実施にあたっての感染防止対策のチェックリストを作成し、原則として、実地踏査を行い、感染の拡大防止策を確認する。
- (3) 説明会、通知の中で、感染の拡大防止策を伝える。

5 具体的な感染防止対策

- (1) 校外学習等中は、可能な限り人と人の距離を取り、場合によりお互いの会話を控える。
- (2) 消毒設備の設置・整備等を事前に確認し、手洗いや消毒の頻度を定期的・計画的に確保する。
- (3) 食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクの着用をする。
- (4) 気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクを外す。
- (5) 輸送機関、見学・食事・宿泊施設等に事前及び定期的な消毒と、機能を最大限とした換気を依頼する。
- (6) 利用する機関等は、原則として実地踏査等で適切な感染防止策をとっているか確認する。

6 校外学習等実施における児童・生徒、教職員等の対策

(1) 校外学習等の準備

- ① 児童・生徒に旅行中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中的会話を控える等）の事前指導を行い、対策を実行する。
- ② 家族も含め、児童・生徒の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は認めない。
- ③ 児童・生徒、教職員等が感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断をする。
- ④ 出発前に児童・生徒の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を認めない。
- ⑤ 児童・生徒の食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナウイルスによる重症化リスクの可能性も事前に把握する。主治医の見解等も把握する。

(2) 校外学習等の実施中

① 校外学習等の全体をとおした対策

- ア 校外学習等中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合にはその都度実施する。発熱等があった場合は、該当する児童生徒の校外学習等はその時点で中止し、保護者等に送迎を依頼する。
- イ 校外学習等中は、手を拭くタオルやハンカチ等を必ず持参する。
- ウ 校外学習等開始前・開始後の感染状況の変化等により、校外学習等の安全かつ円滑な実施が困難、又は困難となる可能性が大きい場合は、校外学習等を中止する。
- エ 手洗い、うがい、消毒等の環境整備と定期的な実施、並びに健康チェック等に必要行程上の時間的な余裕を確保し、スケジュール調整等を行う。
- オ 換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声という3つの条件が同時に重ならないように注意する。

- カ 見学場所等の設備等を利用するにあたり、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染を排除する工夫を徹底していただく。(場合により、時間差をつけた交代制での入場、定員を削減した利用等のスケジュール調整・検討等を含む)
- キ 入場観覧施設利用上の対策として、感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に依頼し、実施を励行していただく。(空調装置・窓開けによる換気、施設のうちお客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等)
- ク 施設内の見学経路や利用等において、可能な範囲で「密」を避ける工夫を講じていただく。

②移動中の対策

- ア 輸送機関利用上の対策として、各交通機関の感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に依頼し、実施していただく。(空調装置・窓開けによる換気、設備や車両の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、乗務員・従業員の指導・管理徹底等)
- イ 各輸送機関の座席については、乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用し、会話を控えめにする。

③食事中の対策

- ア 食事前は手洗いを十分に行い、消毒液を使用して食事場所を消毒する。
- イ 会話を控えて食べる。
- ウ 食事施設利用上の対策として、各食事施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に依頼し、実施をしていただく。(空調装置・窓やドア開放による換気、施設等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等)

④宿泊中の対策

- ア 宿泊施設利用上の対策として、感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に依頼し、実施をしていただく。(空調装置・窓やドア開放による換気、施設・客室・お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等)

7 その他

(1) 持ち物 (通常の持参物に加えて持参するもの)

- ・マスク (1日1枚)
- ・ハンカチ (1日1枚:手洗い後に個人で使用)・ティッシュ
- ・マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等
- ・利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋

(2) 班別、グループ行動中の注意事項

- ・班別、グループ行動中においても、可能な範囲で「密を避ける行動」に留意する。
- ・手洗い・消毒等を定期的実施する。
- ・行動経路や範囲を計画し、当日の変更内容等も感染範囲の特定のため記録する。

(3) 旅行実施中の発症者発生時の対応について

- ・速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行う。医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を行う。また、それらの関係者の意見を参考に、事後の行程に関する検討を行う。

(4) 校外学習等終了後の健康観察

- ・児童生徒や家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後の一定期間（目安として2週間程度）行う。

校外学習等実施の感染防止対策のチェックリスト
(9月1日時点)

日光市立小来川小中学校

No.	項目	チェック	事前の確認内容	状況
1	輸送機関利用上の対策		各交通機関の感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように事前に依頼し、実施しているか。	
			・空調装置・窓開けによる換気	
			・設備や車両の定期的な消毒	
			・手洗い・消毒設備の設置	
			・利用者への注意喚起	
			・乗務員・従業員の指導・管理徹底等	
			・体調不良者が出た場合の隔離場所の確認	
2	見学場所等の設備等		可能な範囲で「密」を避け、感染を排除する工夫を徹底しているか。	
			・時間差をつけた交代制での入場	
			・定員を削減した利用等のスケジュール調整等	
			・空調装置・窓やドア開放による換気	
			・施設等の定期的な消毒	
			・手洗い・消毒設備の設置	
			・利用者への注意喚起	
			・従業員の指導・管理徹底等	
	・体調不良者が出た場合の隔離場所の確認			
3	食事施設利用上の対策		各食事施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用ができるように実施をしているか。	
			・空調装置・窓やドア開放による換気	
			・施設等の定期的な消毒	
			・手洗い・消毒設備の設置	
			・利用者への注意喚起	
			・従業員の指導・管理徹底等	
			・体調不良者が出た場合の隔離場所の確認	
4	宿泊施設利用上の対策		感染症対策に関するガイドラインに従った利用が実施をしているか。	
			・空調装置・窓やドア開放による換気	
			・施設・客室・お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒	
			・手洗い・消毒設備の設置	
			・利用者への注意喚起	
			・従業員の指導・管理徹底等)	
5	その他			